

官報

号外 昭和四十二年四月十八日

第五十五回 衆議院會議録 第九号

昭和四十二年四月十八日(火曜日)

午後三時 本会議

○本日の會議に付した案件

藤枝自治大臣の昭和四十二年度地方財政計画に
ついての発言並びに地方交付税法の一部を改
正する法律案(内閣提出)及び昭和四十二年
度における地方財政の特別措置に関する法律案
(内閣提出)の趣旨説明

午後三時十分開議

○議長(石井光次郎君) これより會議を開きま
す。

藤枝自治大臣の昭和四十二年度地方財政計画
についての発言並びに地方交付税法の一部
を改正する法律案(内閣提出)及び昭和四十
二年度における地方財政の特別措置に関す
る法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(石井光次郎君) この際、昭和四十二年
度地方財政計画についての自治大臣の發言を許し、
あわせて、内閣提出、地方交付税法の一部を改正
する法律案、及び昭和四十二年度における地方財
政の特別措置に関する法律案について、趣旨の説
明を求めます。自治大臣藤枝泉介君。

〔國務大臣藤枝泉介君登壇〕

○國務大臣(藤枝泉介君) 昭和四十二年の地方
財政計画の概要並びに地方交付税法の一部を改正
する法律案、及び昭和四十二年度における地方財
政の特別措置に関する法律案について、その趣旨
を説明申し上げます。

昭和四十二年の地方財政におきましては、給
与関係経費、社会保障関係経費等、義務的経費が
かなり増加するほか、行政水準の立ちおくれを取

り戻すための公共事業費や、社会経済情勢の変化
に即応して、地域の特性に応じ実施しなければな
らない単独事業費等の経費を増額する必要がある
と見ます。一方、最近の経済は順調な回復を示して
おり、地方税、地方交付税等の地方一般財源はかな
りの増収を期待することができると見られます。ま
た、他方では、昨年度の地方財政対策の決
定の経緯等から、特別事業債の廃止等事後処
理を要するものもあり、さらに、市町村における
道路財源のように、財源確保の必要性が生じてき
ているものもあります。

このような情勢にかんがみ、本年度の地方財政
につきましても、地方団体が財政の健全化を促進
しつつ、地方行政水準の引き上げをはかり、地方
財政の自主性を高めることができるよう所要の措
置を講ずることとしたのであります。

まず、地方財政計画について説明申し上げます。

昭和四十二年の地方財政計画策定の方針及び
その特徴をいたしましては、

第一に、地方独立財源の充実をはかりつつ、地
方税負担の軽減合理化を推進するため、昭和四十
一年度の第一種臨時地方特例交付金にかえ、たば
こ消費税の税率を四・四％引き上げ、事業専従者
控除及び事業主控除の引き上げにより、個人の事
業税及び住民税の負担を軽減する等、地方税負担
の合理化をはかることといたしました。この結果、
本年度の地方税の総額は、前年度に比して三千四
百六十五億円増の一兆九千二百六億円となりま
す。

第二に、道路整備五カ年計画、下水道整備五カ
年計画等の各種長期計画に基づく昭和四十二年

の事業の円滑な実施を確保するため、所要の措置
を講ずることといたしました。これらの措置を含
め、地方団体の実施する単独の建設事業費は、前
年度に比して九百八十二億円増の六千七百三十二
億円となっております。

第三に、地方財政の現況を考慮して、昭和四十
一年度に臨時に設けられた特別事業債を廃止する
とともに、地方団体がその地域の特性に応じて実
施する事業の財源を確保するため、単独事業債等
の地方債を増額することといたしました。この結
果、昭和四十二年の地方債の発行予定額は六千
六百九十九億円となり、前年度と比較して九十八億円
の減となりますが、特別事業債を除きますと、前
年度に比し八百二億円の増となります。このう
ち、地方財政計画に算入いたしましたのは、一般
會計債二千五百億円、特別地方債のうち一般会計分
二百九十六億円、合計二千三百一十一億円であり、前年
度に比較して、特別事業債の減等を除きますと、
実質三百六十四億円の増加となっております。

第四に、昭和四十二年に限り、臨時地方財政
交付金百二十億円を交付することといたしまし
た。このうち、九十五億円は特別事業債の償還財
源等、昭和四十一年度の地方財政対策の事後処理
的な趣旨をもって、また、二十五億円は市町村の
道路財源に充てる趣旨をもって、それぞれ配分す
ることといたしております。

第五に、人口急増地域、後進地域その他各種地
域の態容に即した行政水準の向上をはかるため、
基準財政需要額の算定方法を改善するとともに、
特に投資的経費にかかる基準財政需要額を充実す
ることにより地方交付税配分の合理化を推進する

昭和四十二年四月十八日 衆議院會議録第九号

藤枝自治大臣の昭和四十二年度地方財政計画についての発言並びに地方交付税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明
朗読を省略した議長長の報告

一九四

ことといたしました。本年度の地方交付税の総額は、前年度に比して千四百五十四億円の増の八千九百二十一億円となっております。

第六に、零細な補助金の整理統合、超過負担の解消等国庫補助負担金の合理化をはかることともに、財政秩序の確立につとめることといたしました。

なお、第七に、地方公営企業の財政再建につきましては、最近ようやく軌道に乗ってまいりましたが、これをさらに促進するとともに、その経営基盤を強化するため必要な措置を講ずることといたしました。

以上の方針のもとに、昭和四十二年度地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は、四兆七千七百十四億円となり、その前年度に対する増加は、六千三百六十六億円、一五・四％となるのであります。

次に、地方交付税法の一部を改正する法律案及び昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律案の趣旨について説明申し上げます。

まず、地方交付税法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

その一は、基準財政需要額の算定に用いる単位費用の改定であります。行政水準の引き上げにより増加する一般行政経費、給与改定の平年度化等に伴い増加する給与関係経費、生活保護基準の引き上げ等により増加する社会保障関係経費、その他制度改正等によるものを基準財政需要額に算入するため関係費目の単位費用を引き上げることとし、また、特別事業費の廃止に伴う財源措置を講ずるとともに、道路事業費等公共事業の増加等に伴う財源の充実はかるため、投資的経費にかか

る関係費目の単位費用を改めることといたしております。

その二は、基準財政需要額の算定に用いる費目、測定単位、補正の方法等に関する改正であります。「道路費」及び「橋りょう費」を統合して「道路橋りょう費」とし、また、「清掃費」及び「都市計画費」の一部をもつて新たに「下水道費」を設けること等により基準財政需要額算定の適正化及び簡素化をはかることと、主として都道府県の投資的経費にかかると各種の補正を整理統合して、新たに歳容補正の一種として、投資的経費の必要度に

応じて財政需要の算定を行なうための補正を設ける等、所要の改正を加えることといたしております。これらを通じて後進地方団体あるいは人口急増団体等について必要な配慮を加えることといたしております。

以上のほか、地方交付税の算定方法の改正と関連して、公営企業金融公庫法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正することといたしております。

次に、昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律案の趣旨であります。総額百二十億円の臨時地方財政交付金のうち、九十五億円を第一種交付金とし、二十五億円を第二種交付金といたしております。そのうち第一種交付金は、普通交付税とあわせて算定し、交付することといたしており、また、第二種交付金は、市町村道の整備に要する財源の充実はかるため、総額を市町村道の延長に案分して市町村及び特別区に対して交付することといたしております。その他臨時地方財政交付金の交付に伴い、普通交付税の算定方

法等について特例を設ける等、必要な措置を講ずることといたしております。

以上が昭和四十二年度地方財政計画の概要並びに地方交付税法の一部を改正する法律案及び昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 暫時このままお待ち願います。——この際、暫時休憩いたします。

午後三時二十四分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

出席閣務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
大蔵大臣 水田三喜男君
建設大臣 西村 英一君
自治大臣 藤枝 泉介君
出席政府委員
内閣法制局長官 高辻 正巳君

○朗読を省略した議長長の報告

(通知書受領)

一、去る三月三十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案
中小企業信用保険臨時措置法の一部を改正する法律

昭和四十二年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税等の臨時特例に関する法律

文部省設置法の一部を改正する法律
総理府設置法の一部を改正する法律
国会議員の秘書の給料等に関する法律等の一部を改正する法律

昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律
期限の定めのある国税に関する法律につき当該期限を変更するための法律

一、去る三月三十一日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

一、去る一日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

昭和四十二年一般会計暫定予算
昭和四十二年度特別会計暫定予算
昭和四十二年度政府関係機関暫定予算

(報告書及び文書受領)

一、去る三月三十一日、内閣から次の報告書を受領した。

地方財政法第三十條の二の規定に基づく地方財政の状況報告書

一、去る四日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

沿岸漁業等振興法第七條の規定に基づく昭和四十一年度漁業の動向に関する年次報告

沿岸漁業等振興法第七條の規定に基づく昭和四十二年度において沿岸漁業等について講じようとする施策についての文書

一、去る七日、内閣から次の報告書及び文書を受

領した。

林業基本法第九條第一項の規定に基づく昭和四十一年度林業の動向に関する年次報告

林業基本法第九條第二項の規定に基づく昭和四十二年年度において講じようとする林業施策について文書

一、去る十一月、内閣を経由して首都圏整備委員会委員長西村英一君から、首都圏整備法第十五条の規定に基づく昭和四十一年度首都圏整備委員会年次報告書を受領した。

(見込額書受領)

一、去る三月三十一日、内閣から地方交付税法第七條の規定に基づく昭和四十二年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書を受領した。

(政府委員解任)

一、去る六日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、同日(外務省アジア局長)小川平四郎および(気象庁長官)柴田淑次の第五十五回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、去る六日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、三月三十一日付をもつて人事院事務総局職員局長大塚基弘は退職し、また一日付をもつて首都圏整備委員会事務局計画第一部長吉田伸一は建設大学校長に、行政管理庁長官官房会計課長北山恭治は同長官官房総務課長に、労働大臣官房会計課長上原誠之輔は労働省職業安定局失業対策部長にそれぞれ任命されたので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

一、昨十七日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、五日付をもつて通商産業省公益事業局長事務代理藤波恒雄は同事務代理を、また七日付を

もつて通商産業省通商局長事務代理原田明は同事務代理を、また九日付をもつて外務省経済局長事務代理鶴見清彦および大蔵省関税局長事務代理細見卓はそれぞれ事務代理を免ぜられたので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

(政府委員承認)

一、去る七日、石井議長は、佐藤内閣総理大臣申出の、次の者を第五十五回国会政府委員に任命することを承認した。

人事院事務総局職員局長 島 四男雄

首都圏整備委員会事務局計画第一部長 岩田 可治

行政管理庁長官官房会計課長 戸谷 英雄

外務省アジア局長事務代理 吉良 秀通

気象庁長官事務代理 小田部 康

労働大臣官房会計課長 東村金之助

一、昨十七日、石井議長は、佐藤内閣総理大臣申出の、次の者を第五十五回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省経済局長 加藤 匡夫

通商産業省公益事業局長 安達 次郎

(政府委員任命)

一、去る七日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、七日議長において承認した島四男雄外五名を同日第五十五回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る五日、予算委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 北澤 直吉君(理事久野忠治君去る五日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、去る三月二十九日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

塩谷 一夫君

荒木萬壽夫君

地方行政委員

折小野良一君

大蔵委員

有島 重武君

文教委員

南條 徳男君

社会労働委員

田中 昭二君

農林水産委員

小沢佐重喜君

通信委員

南條 徳男君

予算委員

加藤 六月君

決算委員

荒木萬壽夫君

文教委員

中野 四郎君

商工委員

坂本三十三次君

予算委員

石野 久男君

愛知 揆一君

岡本 茂君

松浦周太郎君

石橋 政嗣君

大原 亨君

畑 和君

和田 耕作君

沖本 泰幸君

広沢 直樹君

石野 久男君

岡本 隆一君

長谷川正三君

議院運営委員

勝澤 芳雄君

中谷 鉄也君

石橋 政嗣君

畑 和君

一、去る四日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

法務委員

山下 元利君

文教委員

和田 耕作君

農林水産委員

石田 有全君

石橋 政嗣君

一、去る五日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

荒木萬壽夫君

石橋 政嗣君

折小野良一君

石田 有全君

内閣委員

塩谷 一夫君

田中 昭二君

地方行政委員

太田 一夫君

法務委員

西宮 弘君

大蔵委員

山崎 巖君

予算委員

猪俣 浩三君

昭和四十二年四月十八日 衆議院會議録第九号 朗読を省略した議長の報告

一九六

石橋 政嗣君 太田 一夫君 西宮 弘君	芳賀 貢君 田中 武夫君	加藤 勘十君 塩谷 一夫君 石橋 政嗣君 木野 晴夫君 坂本三十次君 松野 頼三君 石川 次夫君 八木 一男君	猪俣 浩三君 芳賀 貢君 久野 忠治君 瀧尾 弘吉君 三ツ林弥太郎君 武藤 山治君 鈴切 康雄君
決算委員 中谷 鉄也君	議院運営委員 石橋 政嗣君	一、去る三月二十九日、議長において、次の通り 常任委員の補欠を指名した。 内閣委員 荒木萬壽夫君 塩谷 一夫君 田中 昭二君 西村 榮一君 伊藤惣助丸君	大原 亨君 石野 久男君 塩谷 一夫君 坂本三十次君 石野 久男君 河村 勝君 鈴切 康雄君 石橋 政嗣君
一、去る六日、議長において、次の常任委員の辞 任を許可した。 内閣委員 山崎 巖君 地方行政委員 木野 晴夫君 法務委員 瀬戸山三男君 千葉 三郎君 馬場 元治君 加藤 勘十君 荒木萬壽夫君 木野 晴夫君 渡海元三郎君 水野 清君 中谷 鉄也君	菅波 茂君 葉梨 信行君 村上信二郎君 田中 角榮君 中村 梅吉君 勝澤 芳雄君 中谷 鉄也君 下平 正一君 坂本三十次君 藤波 孝生君 橋 兼次郎君 正示啓次郎君 石橋 政嗣君 鈴切 康雄君 松浦周太郎君	有島 重武君 社会労働委員 農林水産委員 南條 徳男君 小沢佐重喜君 小沢佐重喜君 周東 英雄君 塩谷 一夫君 登坂重次郎君 折小野良一君 荒木萬壽夫君 斎藤 実君 小澤 貞孝君 和田 耕作君 岡本 茂君	畑 和君 中谷 鉄也君 畑 和君 大原 亨君 石野 久男君 長谷川正三君 正木 良明君 大原 亨君 畑 和君
外務委員 社会労働委員 八木 一男君 農林水産委員 農工委員 中谷 鉄也君	松野 頼三君 荒木萬壽夫君 松野 頼三君 和田 耕作君 松浦周太郎君	一、去る五日、議長において、次の通り常任委員 の補欠を指名した。 内閣委員 山崎 巖君 地方行政委員 芳賀 貢君 法務委員 猪俣 浩三君	斎藤 実君 石田 宥全君 石橋 政嗣君 石田 宥全君 折小野良一君 荒木萬壽夫君 折小野良一君
外務委員 社会労働委員 八木 一男君 農林水産委員 農工委員 中谷 鉄也君	松野 頼三君 荒木萬壽夫君 松野 頼三君 和田 耕作君 松浦周太郎君	一、去る三日、議長において、次の通り常任委員 の補欠を指名した。 内閣委員 山崎 巖君 地方行政委員 芳賀 貢君 法務委員 猪俣 浩三君	斎藤 実君 石田 宥全君 石橋 政嗣君 石田 宥全君 折小野良一君 荒木萬壽夫君 折小野良一君

昭和四十二年四月十八日 衆議院會議録第九号 朗読を省略した議長の報告

大蔵委員 予算委員 愛知 揆一君 田中 武夫君 芳賀 貢君 猪俣 浩三君 決算委員 議院運営委員 石橋 政嗣君 中谷 鉄也君	田中 昭二君 西宮 弘君 太田 一夫君 石橋 政嗣君 伊藤惣助丸君	農林水産委員 農工委員 加藤 勘十君 中谷 鉄也君 予算委員 木野 晴夫君 八木 一男君 山崎 巖君 松浦周太郎君 正示啓次郎君 猪俣 浩三君 石橋 政嗣君	斎藤 実君 坂本三十次君 石川 次夫君 武藤 山治君 細田 吉藏君 亀岡 高夫君 荒木萬壽夫君 芳賀 貢君 広沢 直樹君	松野 頼三君 永末 英一君 荒木萬壽夫君 (理事補欠選任) 一、去る三月二十九日、交通安全対策特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。 理事 大竹 太郎君(理事濱野清吾君去る三月二十九日理事辞任につきその補欠) (特別委員辞任) 一、去る三月二十九日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。 物価問題等に関する特別委員 正木 良明君 交通安全対策特別委員 田村 良平君 一、去る五日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。 公職選挙法改正に関する調査特別委員 伏木 和雄君 科学技術振興対策特別委員 秋田 大助君 佐々木義武君 木野 晴夫君 坂本三十次君 三ッ林弥太郎君 河村 勝君 折小野良一君	交通安全対策特別委員 加藤 六月君 一、去る五日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。 公職選挙法改正に関する調査特別委員 伊藤惣助丸君 科学技術振興対策特別委員 木野 晴夫君 佐藤 文生君 坂本三十次君 三ッ林弥太郎君 池田 清志君 秋田 大助君 世耕 政隆君 佐々木義武君 折小野良一君 河村 勝君	(特別委員補欠選任) 一、去る三月二十九日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。 物価問題等に関する特別委員 有島 重武君 物価問題等に関する特別委員 有島 重武君	一、去る十一日、内閣から提出した条約は次の通りである。 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結 一、去る四日、内閣から提出した条約は次の通りである。 千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約の締結について承認を求めるの件 一、去る四日、内閣から提出した条約は次の通りである。 航空業務に関する日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
---	---	---	--	--	---	---	--

結について承認を求めるの件

国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約の締結について承認を求めるの件

(議案提出)

一、去る三月二十九日、内閣から提出した議案は次の通りである。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

日本専売公社法の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

一、去る三月三十日、内閣から提出した議案は次の通りである。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

石炭対策特別会計法

税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律案

一、去る三日、内閣から提出した議案は次の通りである。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

理化学研究所法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

石油ガス税法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

児童福祉法の一部を改正する法律案

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案

日本蚕糸事業団法の一部を改正する法律案

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案

貿易大学校法案

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

石炭鉱業再建整備臨時措置法案

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案

船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律案

土地収用法の一部を改正する法律案

土地収用法の一部を改正する法律施行法案

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る四日、内閣から提出した議案は次の通りである。

恩給法等の一部を改正する法律案

特定繊維工業構造改善臨時措置法案

小規模企業共済法の一部を改正する法律案

石油開発公団法案

漁業災害補償法の一部を改正する法律案

中小漁業振興特別措置法案

地方交付税法の一部を改正する法律案

一、去る五日、内閣から提出した議案は次の通りである。

原子力基本法の一部を改正する法律案

動力炉・核燃料開発事業団法案

登録免許税法

昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定

による年金の額の改定に関する法律案

国民年金法の一部を改正する法律案

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案

昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律案

一、去る六日、内閣から提出した議案は次の通りである。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦没者の父母等に対する特別給付金支給法案

一、去る七日、内閣から提出した議案は次の通りである。

中小企業振興事業団法案

一、去る十日、内閣から提出した議案は次の通りである。

宮内庁法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置法案

(条約受領)

一、去る四日、予備審査のため内閣から送付された次の条約を受領した。

国際電気通信条約及び関係議定書の締結について承認を求めるの件

一、去る十一日、予備審査のため内閣から送付された次の条約を受領した。

日本国における経済協力開発機構の特権及び免

除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とブラジル合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

(議案受領)

一、去る四日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案

一、去る八日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備の譲与に関する法律案

一、去る十一日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とブラジル合衆国との間の条約の実施に伴う所得税法及び法人税法の特例等に関する法律案

除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とブラジル合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

(議案受領)

一、去る四日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案

一、去る八日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備の譲与に関する法律案

一、去る十一日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とブラジル合衆国との間の条約の実施に伴う所得税法及び法人税法の特例等に関する法律案

(条約付託)

一、去る三月二十九日、委員会に付託された条約は次の通りである。

日本国とソウィエト社会主義共和国連邦との間

の領事条約の締結について承認を求めるの件
(条約第二号)

航空業務に関する日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第三号)

以上二件 外務委員会 付託
一、去る四日、委員会に付託された条約は次の通りである。

千九百五十四年の石油による海水の汚濁の防止のための国際条約の締結について承認を求めるの件(条約第四号)

以上二件 外務委員会 付託
一、去る四日、予備審査のため内閣から送付された条約は次の委員会に付託された。

国際電気通信条約及び関係議定書の締結について承認を求めるの件(条約第五号)(予)

外務委員会 付託
一、去る十一日、委員会に付託された条約は次の通りである。

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結について承認を求めるの件(条約第九号)

国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第一〇号)

以上二件 外務委員会 付託
一、去る十一日、予備審査のため内閣から送付された条約は次の委員会に付託された。

日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との

間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第六号)(予)

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とブラジル合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第七号)(予)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジールランドとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第八号)(予)

以上三件 外務委員会 付託
(議案付託)

一、去る三月二十九日、委員会に付託された議案は次の通りである。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一四号)

内閣委員会 付託
日本専売公社法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二二号)

大蔵委員会 付託
一、去る三月三十日、委員会に付託された議案は次の通りである。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四四号)

法務委員会 付託
一、去る三日、委員会に付託された議案は次の通りである。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一四号)

内閣委員会 付託
国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六三三号)

地方行政委員会 付託

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九四号)

大蔵委員会 付託

日本蚕糸事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四四号)

農林水産委員会 付託
航空機工業振興法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五五五号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六六号)

以上二件 商工委員会 付託
理化学研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出第四八八号)

科学技術振興対策特別委員会 付託
臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九四号)

石炭対策特別委員会 付託
一、去る四日、委員会に付託された議案は次の通りである。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八八号)

農林水産委員会 付託
一、去る四日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二二号)(予)

文教委員会 付託
一、去る五日、委員会に付託された議案は次の通りである。

昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出第七五五号)

大蔵委員会 付託
原子力基本法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二二号)

科学技術振興対策特別委員会 付託
一、去る六日、委員会に付託された議案は次の通りである。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七九四号)

内閣提出第八〇号)

以上二件 社会労働委員会 付託
一、去る十日、委員会に付託された議案は次の通りである。

宮内庁法の一部を改正する法律案(内閣提出第八三三号)

内閣委員会 付託
簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第八五五号)

通信委員会 付託
一、去る十一日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とブラジル合衆国との間の条約の実施に伴う所得税法及び法人税法の特例等に関する法律案(内閣提出第八七五号)(予)

大蔵委員会 付託
一、昨十七日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備の譲与に関する法律案(内閣提出第八七五号)(予)

大蔵委員会 付託

昭和四十二年四月十八日 衆議院会議録第九号

朗読を省略した議長報告

一九九

昭和四十二年四月十八日 衆議院會議録第九号 朗読を省略した議長の報告

提出第八二号(予)

沖繩問題等に関する特別委員会 付託

(議案送付)

一、去る三月二十九日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

昭和四十二年度一般会計暫定予算

昭和四十二年度特別会計暫定予算

昭和四十二年度政府関係機関暫定予算

昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案

期限の定めのある国税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案

(議案通知書受領)

一、去る三月三十一日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国会議員の秘書の給料等に関する法律等の一部を改正する法律案

一、去る三月三十一日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案

昭和四十二年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税等の臨時特例に関する法律案

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

総理府設置法の一部を改正する法律案

昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案

期限の定めのある国税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案

一、去る三月三十一日、参議院において次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

一、去る一日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

昭和四十二年度一般会計暫定予算

昭和四十二年度特別会計暫定予算

昭和四十二年度政府関係機関暫定予算

(質問書提出)

一、去る十日、議員から提出した質問主意書は次の通りである。

台湾産バナナ輸入取引に関する再質問主意書(春日一幸君提出)

衆議院會議録第六号中正誤

ページ 段行 誤 正

八四 四 三 ささげます。 ささげます

一〇三 一 二 六 学生 学年

二〇四 二 末 四 向下 向上

衆議院會議録第七号(一)中正誤

ページ 段行 誤 正

一〇七 三 二 一 十 年 十年 業界

二六 四 四 業 者

定価 一部 二十五円

(ただし原稿紙は三十円)

(送料別)

発行所

東京都港区赤坂奥町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(六々)